

学校法人会計の特徴（企業会計との違い）

学校法人は、私立学校法にもとづき設立され、「建学の理念」に沿った教育・研究活動を行うことを目的としています。収入源は主に学生生徒納付金や国および地方公共団体からの補助金等であり、企業のように営利を目的とした生産活動によって利潤を獲得するものではありません。

学校法人は、教育・研究活動という公共性の高い活動を推進していることから、安定した財政のもと、その活動を永続的に維持していくことが求められています。この安定的かつ継続的な経営保持という目的を果たすために、「学校法人会計基準」にもとづく会計処理を行うとともに、「資金収支計算書」「事業活動収支計算書」「貸借対照表」の各計算書類を作成することが義務づけられています。

1) 資金収支計算書

当該会計年度における教育研究活動などの諸活動に対応するすべての収入および支出の内容を明らかにするとともに、支払資金（現金および預金）の収入および支出の顛末を明らかにします。

企業会計のキャッシュ・フロー計算書と似ていますが、キャッシュ・フロー計算書は期中の実際の資金の収支を、営業活動・投資活動・財務活動の区分に分けて期末資金残高を表示しており、その点が資金収支計算書と異なります。

2) 事業活動収支計算書

当該会計年度における事業活動収入および事業活動支出の内容を明らかにし、事業活動収支の均衡状態を明らかにします。

企業会計の損益計算書と似ていますが、最も異なる点は基本金組入です。事業活動収支計算書では学校の持続的経営のために取得された固定資産を保持すべき資産とされ、収入の合計である事業活動収入から基本金組入額として控除します。この事業活動収入と事業活動支出との差額として当年度繰越収入超過額または繰越支出超過額が計算されますが、これは収支の均衡の程度を示すものであり、企業会計の損益の概念とは異なります。

3) 貸借対照表

年度末における資産および負債、純資産（基本金、繰越収支差額）の内容と金額を明示し、学校法人の財政状況を明らかにします。

企業会計との違いの1つは科目の配列です。企業会計では流動資産から配列する「流動性配列法」の採用を原則としているのに対し、学校法人会計では固定資産から配列する「固定性配列法」を採用しています。これは、学校法人の主な財産が固定資産から構成されているという考え方によるものです。

また、資産と負債の差額については、企業会計では「資産－負債＝純資産」とし、純資産を資本と言います。資本は主として株主から調達された資本金と営業活動から得られた利益の累計額である利益剰余金等からなっています。学校法人では「資産－負債＝正味財産」で、資本という概念はありません。正味財産は基本金と翌年度繰越収入超過額または翌年度繰越支出超過額との合算額からなります。